昭和53年7月5日　515号

広報 千代田 区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

愛の手で築く非行のない社会

社会を明るくする運動
7月1日⟹7月31日

名づけ親になってください

区立施設の巡回バス

区内にある施設が、区民のみなさんにとって、もっと利用しやすくなるようにと、区で区立施設を巡回する無料バスを運行することになりました。

巡回するバスは三台で、九月の敬老週間を目途に運行を開始する予定ですが、区では、このバスの親しみやすい名前を、区民のみなさんにつけていただこうと〝愛称〟の募集を行っています。

区立施設巡回バスは、老人福祉センターや富士見福祉会館（心身障害者向け）、保健所など、区内にある施設を、区民のみなさんが利用しやすいようにするため、運行することになったものです。

おとしよりや体の不自由な方の中には、「施設が遠いので、出かけるのがついおっくうになる」という方もおり、また一方では、「バスの路線が短縮されて、施設へ行くのが不便になった」という方もいます。

施設巡回バスを始めることになったのは、このようなかたがたでも、施設をもっと気軽に利用できるようにし、限りある施設を有効に使っていただくためです。

区では、いま、運行の準備を進めていますが、三台のバスのうち一台は、体の不自由な方が車椅子のままでも乗込めるように改造します。

また、巡回する施設や経路などについては、運行開始までの二か月あまりの間、試運転を行い、区民の方のご意見も聞きながら決めることにしています。

この巡回バスが、区民のみなさんから親しまれ、活用されるよう運行にはいろいろと創意工夫をこらしていきますが、まず、区民のみなさんにバスの名づけ親になっていただこうと、その愛称をつぎのとおり募集しています。

どなたでも気軽に応募してください。

応募資格　千代田区民

応募方法　施設巡回バスに使用するバスの「愛称」を、官製ハガキに、つぎのとおり記入して送付してください。

ハガキの記載方法

1．愛称名
（できれば、名づけた理由もお書きください）

2．応募者
氏名
住所
電話番号
年齢
性別
職業

締切　七月三十一日(月)

送り先　〒102千代田区九段南一―六―十
千代田区役所総務部総務課

応募作品の中から、審査により入選作一点を決めますが、入選した方には、区長から賞品と感謝状が贈られます。

第二回区議会定例会

昭和五十三年第二回区議会定例会が、六月二十一日から十日間の会期で開かれ、六月三十日に閉会しました。

この定例会には、昭和五十三年度一般会計補正予算第一号など十議案が提案され、議決されました。

議決された主な議案は、つぎのとおりです。

昭和五十三年度一般会計補正予算
第一号　総額二億百六十一万円
主な内容

区立施設巡回バスの運行
区内にある施設を、区民のみなさんが利用しやすくなるよう、特に、おとしよりや体の不自由なかたがたが、気軽に利用できるよう、施設巡回バスを運行します。

保育園・児童館の建設
区が購入した四番町の土地に、保育園・児童館・区営住宅を建設します。

幼稚園三歳児保育の拡充整備
昭和五十四年度から、麹町地区の幼稚園三園で、三歳児保育を実施するため、設備の改修を行います。

千代田区基本構想
区政を総合的、計画的に運営していくため、区の基本構想を策定します。

この基本構想は、昭和六十年半ばの区の基本目標を「活気と安らぎのある調和のとれたまち」とし、そのための基本的な施策を示しています。

千代田区児童手当条例の一部を改正する条例

（仮称）区立社会教育会館、区営住宅等新築工事請負契約について

人事異動

（六月一日付）（　）内は旧職

総務部税務課長＝**池野徹**（監査委員事務局長）　老人福祉センター管理事務所長＝**田辺秀夫**（民生局児童相談センター保護課長）　監査委員事務局長＝**吉武伯文**（総務局知事室主査・昇任）

転出（五月三十一日付）（　）内は転出先

総務部税務課長＝**磯部吉晴**（民生局児童相談センター保護課長）
老人福祉センター管理事務所長＝**松下宏**（文京区総務部課税課長）

災害時に備え

避難袋を全世帯に配布

八月初旬に引換券を送付

六月十二日、宮城県沖地震により、仙台市を中心とした各地で、かなりの被害に見舞われました。

東京でも震度四を記録し、地震の恐しさを改めて考えさせられるものでした。

地震の発生を防ぐことはできなくても、ふだんの心構えや備えによって、被害を少なくすることはできるはずです。

区では、今年度新たに、災害時の必需品を入れた避難袋を、区内全世帯に無料で配布することになりました。

これは、昭和四十六年、他区に先がけて避難袋を全世帯に配布しましたが、その後、避難袋を持たない世帯がふえたこともあり、改めて区民のみなさんの防災に対する意識を高めることも大きなねらいとして、今回新たに実施することになったものです。

避難袋といっしょに、医薬品や懐中電灯・ミネラルウォーターなど、災害時にこれだけは必要と思われる品目を二十一点配布します。

避難袋の配布は、まず区から、引換券を八月初旬に各世帯に郵送します。

そして、八月中に各出張所で引換券と引換えるという方法で行います。

なお、引換券の郵送時期や配布期間についてのくわしいことは、次号でお知らせします。

避難袋の配布についてのくわしいことは、防災課防災計画係まで問合せてください。

52年度の財政状況から　最終回

昭和五十二年度の財政状況の中から、その主なものを三回に分けて紹介してきましたが、最後に、地方財政全体についてふれてみます。

現在、地方財政は厳しい状況にあり、千代田区もその例外ではありません。

これは、日本経済の長期的な不況による税収入の停滞と、地方財政制度の構造的矛盾が原因と言われています。

このシリーズの第一回でご紹介したように、千代田区の場合は、収入全体の六割が税収入で占められていますが、これはむしろ例外というべきで、地方財政全体から見ると税収入の占める割合は三割程度にすぎず、そのほとんどが、国からの支出金や交付金でまかなわれているのが現状です。

また、区債を含む地方債は、地方公共団体の自由な意思だけで発行することができず、国の許可が必要となっています。

さらに、東京二十三区の場合は、東京都と各区の間で財源の調整を行う都区財政調整制度があり、その見直しについても論議されているところです。

こうした状況の中で、区では、区民福祉の向上を図るため、財政の効率的な運営をしていくことはもちろん、地方財政制度の改善にも努力を重ねていきます。

区の施策を進めていく上で必要な財源は、原則として特別区税など経常的な収入があてられます。

しかし、施設の建設などについては、区債を発行し、その収入をあてています。

これは、施設建設には一時に多額の費用がかかり、単年度での支出がむずかしいこと、施設の建設は、のちの世代のひとたちもその利益を受けられ、世代間の負担を公平にする、という考えによるものです。

これまでの区債の発行状況は左の表のとおりです。

区では、今後とも長期的な視野に立ち、計画的な区債の運用を行っていく考えです。

表１：区債の発行状況（53年３月31日現在）

発行年度	事業名	発行額
50年度	飯田橋保育園建設	9,550万円
	社会教育会館建設	2億5,430万円
51年度	区道建設	8,970万円
52年度	練成中学校改築	1億6,660万円

■区有財産

区の財産には、区役所を初め、出張所、保育園、学校、体育館、公園などの土地や建物のほか、株券や基金などがあります。

昭和53年３月31日現在の区有財産は、つぎのとおりです。（工作物、物品は除く）

〔土　地〕 210,113㎡

〔建　物〕 172,660㎡

〔株券等債券〕 2,510万7千円

〔基　金〕

区民福祉厚生基金	17億9,229万4千円
非常災害対策基金	1億1,989万2千円
用品基金	800万円

愛の手で築く非行のない社会

夏休み中は、青少年たちが学校生活から放れ、その解放感や、生活が不規則になることから、とかく無軌道な行動や非行に走りやすいといわれており、警察に補導される青少年の大半は夏休みに集中しています。

最近、中学生、高校生による非行の増加が著しく、非行を犯す年齢が次第に低くなる傾向を示しています。

そこで、夏休みを控えて、青少年の非行を少しでもなくすために〝地域活動の推進による青少年の非行防止〟をテーマに、全国いっせいに七月いっぱい「社会を明るくする運動」が行われています。

社会を明るくする運動

7月1日⇒7月31日

最近の青少年の非行は、万引や自転車・自動車などの窃盗、シンナー遊び、性的非行など刺激的、享楽的な動機によるものが多いのが特徴です。

七月一日から三十一日まで行われる「社会を明るくする運動」は、こうした傾向に歯止めをかけるため、みなさんが共に手を携えて、地域社会に根ざした非行の防止活動を進めようというものです。

千代田区でも、保護司会、民生児童委員協議会、各連合町会、各種関係団体などを中心に実施委員会をつくり運動の重点目標、標語、運動方針などを決め、さらに、街頭パレード、講演会、懇談会などを行います。

昨年の「社会を明るくする運動」パレード

重点目標　地域活動の推進による青少年の非行防止

標語　愛の手で築く非行のない社会

運動方針

- 青少年の当面している問題は、地域の人びとが連帯感をもち、それを解決するようにする
- 青少年についての正しい認識と理解を深めるために、青少年との接触の場を積極的につくる
- 青少年の非行防止と非行青少年の更生にふさわしい地域環境をつくる

地域の協力で非行の防止

青少年が非行に走る原因の多くは、家庭内の問題が半数以上で、とりわけ〝放任〟によるものが多くなっています。また、〝好奇心〟からくる動機も非行の四分の一以上を占めています。

つまり、青少年の非行を防止するためには健全な社会環境をつくることと同時に、健全な家庭環境をつくることが必要です。

それには、区民のみなさんひとりひとりの理解と協力がなければなりません。

みなさんの家庭や、ご近所のみなさんで、つぎのようなことに注意をして、青少年の非行を防止しましょう。

①いつでも、なんでも話合える家庭のふん囲気づくりにつとめる
②こどもの日常行動に注意をし、同時に親も自分の生活態度に気をつける
③アルバイト先や、その収入の使い道について注意し指導する
④つき合っている友だちにも関心をもち、注意する
⑤隣り近所のつながりを深め、近隣のこどもにも注意をあたえる
⑥刺激的な広告・看板・雑誌などに気を配り、明るい環境づくりにつとめる

このように、家庭や地域社会で青少年に注意の目をむけるとともに、青少年に対して思いやりのある心で接し、彼らを理解し、青少年の非行を防ぎましょう。

そして、地域のみなさんで協力して、青少年の明るい成長を見守り、育てましょう。

区長にひとこと電話でどうぞ!!

「ハイ！区長です」

毎月1日と15日　午前10時から正午まで

☎264-0151

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にダイヤルして、区長と直接お話ししてください。

電話するときは　264－0151（区役所代表番号）にかけて、「〝ハイ！区長です〟の係へ」と交換手に告げてください。すぐ、区長室につながります。

なお、なるべく多くのみなさんに利用していただくため、電話はひとり２通話（６分）程度でお願いします。

あなたは年金に入っていますか

年金未加入者・保険料未納者が特例納付で

国民年金を受けられます

区民のみなさんの中で、国民年金や厚生年金などの公的年金に加入していないひとはいませんか。

また、国民年金に加入していても、保険料の未納期間があるため、将来、年金を受ける権利を無くしてしまったひとはいませんか。

これらのひとたちは、いまからでも、過去の保険料を納めて（特例納付）年金を受ける権利を得ることができます。

年金受給権のないひとにとって、受給権を得る最後の機会です。

年金に加入していないひとや、国民年金の未納期間のあるひとはいますぐ国民年金課へ連絡してください。

まず国民年金課へ連絡を

無年金者を救済

国民はすべて、年金に加入できるようになっていて、国民年金は、厚生年金や共済組合、船員保険などに加入していないひとを対象にしたものです。

国民年金の加入者は、六十歳になるまでに二十五年以上保険料を納め、六十五歳から年金を受けることができます。（昭和五年四月一日以前に生まれたひとは、保険料を納める期間が、年齢に応じて短縮されます）

しかし、現在、国民年金や厚生年金などの公的年金に加入していないひとや、国民年金に加入していても、保険料が長期間未納で、六十歳までに決められた期間の保険料が納められないひとは、将来、どの年金制度からも年金を受けられない、無年金者となってしまいます。

今回の特例納付は、これらのひとたちを救済するために実施されるものです。

対象となるひとは

特例納付の対象になるひとは、国民年金の強制加入者で、つぎのひとです。

●明治四十四年四月二日以後に生まれた二十歳以上のひとで、公的年金に加入していないひと

（現在、国民年金を含む、どの公的年金にも加入していないひとは、年金を受ける権利が全くないわけですが、特例納付によって、過去にさかのぼって加入し、その期間の保険料を納めることによって、年金が受けられます。）

●国民年金に加入しているが、保険料の未納期間があるひと

国民年金に加入しているが、過去の一定期間保険料を納めなかったために、これから六十歳まで保険料を納めたとしても、保険料を納めた期間が二十五年（昭和五年四月一日以前に生まれたひとは期間が短縮）に満たないときは、受給権がありません。しかし、特例納付によって、未納分の保険料を納めれば年金が受けられます。

保険料と納入期間

特例納付による保険料は、月額四千円です。

納入期間は、今月から昭和五十五年六月までの二年間で、この期間内であれば一括納入でも分括納入でも自由です。

保険料を、何か月分納めなければならないかは、そのひとの年齢や、未納期間によりちがいます。

七月から年金額を引き上げ●福祉年金は八月から

国民年金の年金額は、物価の上昇に応じて改正される“物価スライド制”を採用しています。

今年も、七月から年金額が六・七%引上げられました。

各年金の年金額は、表1のとおりです。

福祉年金も引上げ

国民年金が発足した当時、高齢などにより、加入することができなかったひとに支給される福祉年金も、八月から十%引上げられます。

それぞれの年金額は表2のとおりです。

なお、福祉年金には所得制限がありますが、この所得制限額も緩和されます。（表3）

また、福祉年金と公的年金の併給制限限度額も、年額三十七万円に引上げられます。

表1：改正された年金額(7月から)

年金の種類		年金額
老齢年金	25年納付	455,100円
	10年年金	287,100円
	5年年金	210,100円
障害年金	1級	577,600円
	2級	462,100円
母子・準母子・遺児年金		462,100円

表2：改正された福祉年金(8月から)

福祉年金の種類		年金額
老齢福祉年金		198,000円
障害福祉年金	1級	297,600円
	2級	198,000円
母子・準母子福祉年金		258,000円

表3：福祉年金の所得制限(老齢・障害)

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	900,000円	5,733,000円
1人	1,250,000円	5,982,000円
2人	1,540,000円	6,195,000円
3人	1,830,000円	6,408,000円
4人	2,120,000円	6,621,000円
5人	2,410,000円	6,834,000円

所得額は、総収入金額から必要経費（給与所得者は給与所得控除）を引いた額

特例納付や国民年金についてくわしいことは、国民年金課内線326～329へ問合せてください

チビッコの水遊び場

こどもの池

7月20日区内3か所で開設

芳林公園にも新設

小学校に入る前のチビッコたちが、楽しく水遊びできる〝こどもの池〟。

ことしから新たに芳林公園にも開設し、東郷公園、神田公園と合せて三か所に、七月二十日からオープンします。

池の深さは三十㌢前後、水は毎日入替えますから、きれいな水で安心して遊べます。各池には、トイレとシャワーの設備があります。

開設場所　東郷公園、神田公園、芳林公園

開設期間　七月二十日(木)から八月三十一日(木)までの毎日

利用時間　午前十時から正午までと午後一時から四時まで（毎週月曜日の午後二時からは清掃・点検のため利用できません）

利用できるこども　小学校入学前の幼児（必ず大人が付添ってください）

●お母さんにお願い

こどもの池を利用するときは、つぎのことを守ってください。

- 池に入る前に用便をすませ、シャワーで体をよく洗う
- 準備体操を忘れずに行う
- 体の調子のおかしいときは、池に入れない
- 池の管理員の指示には必ず従う

こどもの池についての問合せは公園河川課工務係へどうぞ。

7月20日の消費者サービスデー

オレンジの安売り

七月二十日(木)の青果物消費者サービスデーに、オレンジの安売りを実施します。

安売りを行う八百屋さんと果物屋さんには、オレンジ安売りのポスターが掲示してあります。

この機会をご利用ください。

青果物消費者サービスデー
7月20日(木)・8月3日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
7月14日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
7月12日(水)・26日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

夏の風物詩
灯ろう流し

七月十三日、戦没者追悼式と納涼灯ろう流しが行われます。また靖国神社では納涼民踊のつどいが始まります。

ご家族おそろいで、おでかけください。

―戦没者追悼式―

第二次世界大戦で亡くなられた戦没者の霊を慰めるために行われます。

とき　七月十三日(木)　午後六時三十分から（雨天のときは十四日）

ところ　千鳥ヶ淵戦没者墓苑

―納涼灯ろう流し―

夏の風物詩として、すっかりおなじみになりました。

先着五百名のこどもさんに、こども用花火を差上げます。

とき　七月十三日(木)　午後六時から（雨天のときは十四日）

ところ　千鳥ヶ淵ボート場

―納涼民踊のつどい―

こどもからおとしよりまで、だれでも自由に参加できます。

とき　七月十三日(木)から十六日(日)までの四日間（雨天のときは中止）午後六時三十分から

ところ　靖国神社境内（大村益次郎銅像周辺）

町会だより

千代田区東部町会連合会(4・25)
新会長　吉田善太郎氏
岩本町二―十三―二　☎863―2948
（旧会長　清水定二氏）

神田駅東連合町会(5・12)
新会長　浅田徳太郎氏
神田紺屋町二十七　☎252―3284
（旧会長　高井盛三郎氏）

万世橋地区町会連合会(5・12)
新会長　前田恒夫氏
外神田四―一―八　☎255―2662
（旧会長　八尾光治氏）

秋葉原東部町会連合会(5・16)
新会長　鈴木徳治氏
東神田二―五―十一　☎862―2982
（旧会長　鈴木喜久治氏）

富士見一丁目町会(5・23)
新会長　森北常雄氏
富士見一―五―十一　☎261―8259
（旧会長　渡辺喜一郎氏）

神保町地区町会連合会(5・25)
新会長　塩谷三九郎氏
三崎町二―十二―十　☎261―3254
（旧会長　岡山準平氏）

平河町一丁目町会(5・26)
新会長　吉田一彦氏
平河町二―五―三　☎261―9235
（旧会長　西村宏一氏）

紀尾井町町会(5・26)新設
会長　福田　彰氏
紀尾井町六　☎261―8577

練塀町町会会長丸山隆司氏は、六月一日逝去されました。

7月の休日診療当番医

9日	東京警察病院 富士見2－10－41　☎263－1371	23日	浅井医院 麹町4－2万力屋ビル　☎261－0453
	寺田クリニック 神田紺屋町46　☎254－1177		奥田医院 神田多町2－9　☎254－0701
16日	山梨医院 九段北1－7－7　☎261－2809	30日	船津診療所 麹町4－5第7麹町ビル6階　☎263－3569
	田崎医院 神田佐久間町2－13　☎866－3058		代田医院 外神田6－12－3　☎831－5779

- 診療時間は午前9時から午後5時までです。
- 健康保険証は必ずお持ちください。
- 休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

救急　**夜間・休日の急病は**

夜間や休日に急病になったときは、つきのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレフォンサービス
☎212－2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）　☎216－4828
休日（午前9時～午後5時）　☎216－4820

おしらせ

体力づくりに体育館の各種講習会

今年もまた暑い夏が来ました。この暑さを乗りきる体力を作るため、トレーニングルームにお出かけになりませんか。

区立総合体育館のトレーニングルームではつぎのような講習会を行っています。

●トレーニング初心者講習会　毎週水曜日の午後六時から八時まで

●婦人体操　毎週木曜日の午前十時から十一時まで

●器具を使うトレーニング　毎週金曜日の午後七時から八時まで（第三金曜日は除く）

●健康体操　毎週土曜日の午後二時から三時まで

なお、従来行っていた日曜日のウエイトトレーニングにかわり、毎週金曜日（第三金曜日は除く）の午後七時から八時まで「器具を使うトレーニング」の講習会を始めました。

この講習会では、器具の正しい使い方と、トレーニング効果のあがる器具の選び方を中心にして、どなたにも合ったトレーニング方法を選べるよう指導しています。

各講習会に参加を希望するひとは、運動のできる服装で直接会場においでください。

区民無料開放日

七月の区民無料開放日は、七月十六日の第三日曜日です。

主競技場には、小さなこどもさんでもできる低鉄棒を設置しました。

そのほか、プール・卓球・相撲などなんでも利用できますので、ご家族そろってご利用ください。

区民相談　八月は休みます

交通事故相談・一般相談は平常どおり実施

区民相談室では、区民のみなさんに対するサービスとして、各種の相談を毎月定期的に開いています。

このうち、つぎの相談は八月中お休みします。

法律相談・税務相談・人権身の上相談・行政相談

なお、一般相談と交通事故相談は休まずに行っていますので、ご利用ください。

●一般相談

日常生活全般のことについての相談

毎日、午前九時から午後五時まで（土曜日は正午まで）

●交通事故相談

事故解決のための示談の方法や賠償請求のことについての相談

毎週月・水・金曜日、午前九時から午後五時まで

問合せは、広報課区民相談係へ

夏休みに　図書館の利用を

勉強や読書に、千代田図書館を利用してみてはいかがですか。

閲覧席は、全部で三百十四席あります。（満席の場合は待っていただくこともありますので、ご了解ください。）

開館時間　午前九時から午後五時まで

休館日　毎週月曜日、祝日、毎月十四日

図書館の利用についてのくわしいことは、千代田図書館事業係へ問合せてください。

☎264―〇一五一内線432

富士見区民会館　八月は補修工事

富士見区民会館（区民集会室、婦人集会室、婦人教養実習室）は、内装補修工事のため、八月一日から三十一日までの一か月間、利用できませんので、ご了承ください。

特別区職員（保健婦）を募集します

特別区人事委員会では、特別区（東京都二十三区）の保健所などで働く保健婦を募集します。

職種　保健婦（大卒程度）

募集人員　六十名

受験資格　（学歴不問）　昭和九年四月二日から昭和三十二年四月一日までに生まれたひとで、保健婦の資格をもつひと（昭和五十四年の春までの資格取得見込者を含む）

試験日　十月十五日(日)

申込期間　九月十八日(月)から十月十三日(金)まで（郵送の場合は七月一日(土)から九月三十日(土)まで（当日消印有効））

申込み・問合せ　特別区人事委員会事務局任用課☎265―〇六七一内線313～316　（〒102千代田区九段北一―一―四）

麹町こども会

幼児と小学生を対象に、七月二十日(木)　午後二時三十分から三時三十分まで　番町区民会館区民集会室で

映画「小さなバイキングビッケ」「かしきの砂」を上映します。

児童館だより

●富士見児童館

クラブ発表会　七月十四日(金)、午後四時から

音楽クラブ＝合唱、合奏

演劇クラブ＝劇「こねこのネル」

●西神田児童館

映画会　七月二十二日(土)、午後二時三十分から

「ゆかいなピエロとにげだした六ひきの熊」

●神田児童館

発表会

(1)作品展示　七月二十日(木)から二十二日(土)まで、絵画やねん土細工など、お友達の作品を展示します。

(2)演劇会　七月二十二日(土)、午後二時から、オペレッタ・合奏などを発表します。

いま、出演者を募集しています。

保健所だより

麹町保健所　丸の内3-5-1
☎212-7814
麹町保健所分室　富士見2-2-14 森山ビル内
神田保健所　神田錦町3-10
☎291-3641

乳幼児健康相談（無料）

乳幼児の身体測定、保健指導、栄養指導を行います。（麹町保健所が会場のときは診察も行います）

とき・ところ

●**麹町保健所**　毎月最終火曜日　午後一時三十分から三時まで（八月は休み）

●**麹町保健所分室**　毎週月・金曜日　午前十時から午後四時まで

希望するひとは、当日会場においでください。

肺機能検査（予約制）

大気汚染による呼吸器障害の早期発見のため、無料で診断を行っています。

せき、たん症状の続くひとや、タバコを多く吸うひとは、ぜひ受診してください。

とき　毎週月曜日　午前九時から十時三十分まで

ところ　麹町保健所

検査項目は肺機能検査、レントゲン検査、血圧測定、尿検査など

申込み　電話で麹町保健所予防課業務係へ申込んでください

食事療法の相談（予約制）

七月二十八日㈮　午前九時から午後四時まで、麹町保健所分室で高血圧、糖尿病、心臓病などの食事でお困りのひとはどうぞ。

定員は五名で、相談は無料です。

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係へ申込みを。

子宮がん検診（無料）

八月十日㈬　午前九時、東京都がん検診センターで

対象は区内に住む三十歳以上の女性、定員は二十名（先着順）

申込み　はがきに住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、（前回受診したひとはその受診月日）と「子宮がん検診」と記入し、七月二十七日㈬までに神田保健所予防課業務係に申込んでください。

六十五歳以上のおとしより 医療費が助成されます

区内に住む六十五歳以上のおとしよりが、健康保険証を使って診療を受けたときに支払う医療費を助成する制度があります。

この制度で対象となるひとのうち、国の制度では、七十歳以上のひとに「㊫老人医療費受給者証」を、都の制度では、六十五歳以上のひとに「㊢医療証」を交付しています。

この制度で助成される範囲は、健康保険証を使って診療を受けたときに自分で支払う分です。

例えば、国民健康保険で七割給付されるひとは、医療費の三割を自分で支払うわけですが、その三割分が助成されます。

●対象から除かれるひと

つぎのひとは、この制度の対象になりません。

①社会保険の本人

②所得制限基準額（表）を超えるひと

③生活保護を受けているひと

④健康保険に加入していないひと

新しい医療証を送りました

この医療証は、毎年七月一日に新しくなります

新しい医療証は、対象となるおとしよりに郵送しましたが、まだ届いていないひとは、係まで連絡してください。

六月三十日まで有効の㊫受給者証・㊢医療証で診療を受けているひとは、新しいものを必ず病院等の窓口に出してください。

なお、古い医療証は、使えませんのでお手数ですが出張所か福祉課までお返しください。

お知らせください

また、つぎのようなときは、係まで連絡してください。

①加入している健康保険の種類や内容に変更があったとき

②社会保険の本人になったとき

③生活保護を受けるようになったとき

問合せ　福祉課医療助成係

老人医療証所得制限額

	扶養親族数	㊢医療証 65歳以上	㊫受給者証 70歳以上
本人	0人	1,459,000円	900,000円
	1人	1,809,000円	1,250,000円
	2人	2,099,000円	1,540,000円
	3人	2,389,000円	1,830,000円
	4人	2,679,000円	2,120,000円
	5人	2,969,000円	2,410,000円
配偶者及び扶養義務者	0人	制限なし	5,733,000円
	1人		5,982,000円
	2人		6,195,000円
	3人		6,408,000円
	4人		6,621,000円
	5人		6,834,000円

※給与所得者の場合は、給与所得控除後の額、それ以外のひとは所得額。

※所得制限を見るときは、表の左の額（色）を見て、その額以下であれば、老人医療助成の対象となり、都の㊢医療証が交付されます。

対象となるひとの中で、70歳以上で右の表の額よりも所得が低いひとは国の㊫受給者証が交付されます。

どちらも助成の内容は同じです。

差上げています 区勢概要

千代田区を総合的に紹介する目的で発行している「区勢概要」の昭和五十三年版ができあがりました。

昭和五十三年版「区勢概要」は区の五つの重点施策を柱に構成し、表や写真をとり入れて、施策に対する区の基本的な考え方をできるだけ分かりやすくまとめました。

この区勢概要を、希望する方に無料で差上げています。

区政案内相談コーナー、広報課、各出張所の窓口でどうぞ。

部数に限りがありますからお早目に。区勢概要についての問合せは広報課までお寄せください。